

堺市報道提供資料

令和5年1月13日提供

「G7 大阪・堺貿易大臣会合」のロゴマークが決定しました

本年 10 月 28 日、29 日に大阪・堺で開催される「G7 大阪・堺貿易大臣会合」のロゴマークが以下のとおり決定しました。

昨年 12 月に政府が決定した G7 広島サミットのロゴマークに「Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKAI」を追記し、統一的なデザインとしました。今後、「G7 大阪・堺貿易大臣会合」に関して、市民・府民や事業者の皆様への周知・機運醸成に向けた様々な取組において、活用する予定です。

1「G7大阪・堺貿易大臣会合」ロゴマーク

【横型】



Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKA

【縦型】



Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKA

2 コンセプト

G7 広島サミットのロゴマークと統一的なデザインとし、「OSAKA-SAKAI」には、大阪府と堺市の規定色を使用し、「I」の文字は貿易を想起させる旧堺燈台で表現しました。

3 参考

「G7 大阪・堺貿易大臣会合」ロゴマークの取扱方針を別添のとおり定めています。

問

担 当 課:市長公室 貿易大臣会合協力室

い合わせ先

電 話: 072-340-0373 ファックス: 072-225-4521

「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」の使用に関する取扱方針

「G7 広島サミットロゴマーク」に「Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKAI」の文字列を追記したものを「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」とし、使用する場合、以下のとおり取り扱うこととする。

1 使用までの手続き

・「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」を使用する際は、外務省が規定する「使用承認手続き」を経て使用すること。

参考 URL: https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/page24_002019.html

・外務省における使用承認手続きを経て承認された場合のみ、「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」を使用することができる。外務省が発行する「G7 広島サミットロゴマーク使用承認書」を当協議会あてメールにて提出すること。提出後、当協議会で確認のうえ、「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」の画像をメールにて提供する。

メールアドレス: boukaikyo@city.sakai.lg.jp

2 使用する際の注意事項

- ・「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」を使用する際は、外務省が規定する「G 7 広島サミットロゴマーク使用ガイドライン |及び別紙の「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン |を遵守すること。
- ・「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」の使用については、2023 年 12 月 31 日までとする。

3 禁止事項

- ・「Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKAI」の文字列は、単独で使用せずロゴマークと必ず一体で使用すること。ただし、当協議会において使用する場合を除く。
- ・外務省に承認された使用方法以外で使用した場合、「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」の使用も認めない。
- ・「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」の使用承認をもって、ロゴマークを使用する対象となる制作物・出版物又は事業等について、当協議会が公認・後援等をしていることには当たらない。
- ・「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」を使用する物・出版物又は事業等があたかも当協議会が公認する 商品、出版物又は事業等であるかのように誤解を招く表現はしてはならない。
- ・外務省においてロゴマークの使用が認められても、当協議会が「G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク」の使用に支障があると判断する場合は、使用を認めないことがある。

G7 大阪・堺貿易大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン

■基本表示





Trade Ministers' Meeting





・テキスト要素



C:50% M:50% Y:100%



K:100%









C:100% M:46% Y:10%

・レタリング要素



M:19% Y:86% K:3% 不透明度:20%



M:7% Y:100% K:2% 不透明度:80%



•背景要素



M:60% Y:100%













M:20% Y:75%



C:100% Y:50%

■アイソレーション規定

「Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKAI」フォントにはアイソレーション規定はありません。 ただし、「G7 広島サミットロゴマーク」のアイソレーション規定は順守の上で、ご使用ください。



■サイズ規定

【横型】



X=55mm、Y=20mm 未満での使用はできません。

【縦型】



X=20mm、Y=25mm 未満での使用はできません。

■背景

・背景が白色の場合には基本表示と同じです。 【横型】



Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKA

【縦型】



Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKA

・背景が白色以外の場合には白マドで表示します。

【横型】



【縦型】



■禁止事項

ロゴマークは、原則として加工を禁止しています。例えば、以下のようなデザインでのご使用はお控えいただきま すようお願いいたします。

○配色の誤用例

・配色を変更し、既定の色以外で使用しない。

【横型】 Trade Ministers' Meeting HIR SHIMA **USAKA-SAKA** SUMMIT

【縦型】 Trade Ministers' Meeting in OSAKA-SAKA

・規定以外の処理をしない。

【横型】







○その他の誤用例

・縦横比率を変形してはならない。

【横型】



【縦型】



・文字を変えてはならない。

【横型】



【縦型】



・他の要素に変形してはならない。



・背景色に対し、ロゴマークを縁取り抜きで表示しない。



・視認性を損なう場所に表示しない。



・アイソレーション規定を侵害して他の要素を表示しない。 【横型】





